

会議の名称	(番号) 2 - 1 5	墨田区入札等外部審査委員会
開催日時	平成28年7月5日(火)午後2時から午後3時25分まで	
開催場所	入札室(庁舎8階)	
出席者数	委員 3名 区 5名 事務局 4名	【委員】 碓井光明 須田徹 阿部かおり 【区】 総務部長 契約課長 営繕課長 道路公園課工事主査 立体化推進課立体化推進主査 【事務局】 契約係長 契約係主査 契約係担当職員
議題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成27年度下半期分) 2 抽出案件の審査	
配付資料	1 平成27年度下半期発注案件一覧表・受注業者別受注件数等 2 平成28年度第1回墨田区入札等外部審査委員会(平成27年度下半期発注案件分)抽出案件一覧表等	
会議概要	<p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成27年度下半期分) 別添資料のとおり、要綱第2条第1号の報告を受けた。</p> <p>2 抽出案件の審査 須田委員が抽出した次の入札及び契約について、要綱第2条第2号の審査を行った(主な質疑、意見等は、別紙のとおり)。 なお、これらの入札及び契約につき、要綱第2条第3号に規定する意見具申を行うべき不適切な点等は認められなかった。</p> <p>(1) LED道路照明灯整備工事 (2) 京成押上線連続立体交差事業に伴う昇降施設整備工事(その1) (3) 吾嬭第二中学校校舎改築に伴う太陽光発電設備設置工事 (4) 不調案件及び不調随意契約の取扱いについて ア すみだ福祉保健センター給排水設備その他工事 イ 路面改修工事(その2) ウ 八広はなみずき児童館外構改修に伴う給排水設備その他工事 (5) 低落札率(低入札価格調査)案件について ア みどりコミュニティセンター空調機改修工事 イ みどりコミュニティセンター冷温水発生機改修その他工事</p> <p>3 その他 (1) 次回の委員会では、平成28年度上半期分の発注案件のうち、次の案件について区から報告を受ける(審査の対象とする)こととした。 ア 工事及び製造の請負 予定価格が130万円を超えるもの イ 設計、測量及び地質調査の委託</p>	

	予定価格が50万円を超えるもの ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 予定価格が1,000万円を超えるもの (2) 次回の委員会では、阿部委員が抽出した案件について審査することとした。
所 管 課	総務部契約課

【別添資料は掲載省略】

1 LED道路照明灯整備工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
<p>希望型指名競争入札なので、この工事を請け負う意思がある業者を指名しているはずであるが、それにもかかわらず、応札を辞退する業者が存在するというのはどのような理由が考えられるのか。</p>	<p>事業者は、希望票を提出する段階では、工事内容について、発注票に記載されたおおまかな概要しか把握することができない。設計図書入手することができるのは、指名を受けてからとなるので、その後、設計図書等を基に詳細な検討を行った結果、応札を辞退するということはある。</p>
<p>辞退する理由としては工事の難易度が影響しているのか。</p>	<p>この工事は、難易度が高いものではない。予定価格を事前公表しているので、一般論として、設計図書入手後に積算作業を行った結果、自身の積算結果が予定価格を上回った業者は入札を辞退することになる。</p>

2 京成押上線連続立体交差事業に伴う昇降施設整備工事（その1）

委員の質疑、意見等	区の回答等
<p>随意契約であるが、予定価格及び契約金額はどのように決定されたのか。</p>	<p>区は、国土交通省の積算基準（土木積算システム）を基に工事費を算出している。この基準は公表されており、業者もこの基準を基に積算するので、業者の見積金額（契約金額）は予定価格とほぼ同額となる。</p>
<p>民間同士の契約であれば、発注者側は少しでも低額で契約できるように金額の交渉を行うのが常識だが、区の契約ではどうか。業者の見積金額が予定価格の範囲内であれば、それ以上の価格交渉は行わないのか。</p>	<p>見積金額が予定価格の範囲内であれば、それ以上の価格交渉を行うことなく、見積金額で契約している。</p> <p>財政的な観点からは、契約金額が低いことが望ましいが、工事の円滑な施工確保や品質確保のためには、適正な価格による契約が求められる。したがって、必ずしも契約金額引下げの要求（交渉）を行った方が良くとも言えない。</p>

3 吾嬭第二中学校校舎改築に伴う太陽光発電設備設置工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
<p>随意契約の根拠として、地方自治法施行</p>	<p>確かに、随意契約の根拠として、地方自治法施</p>

<p>令第167条の2第1項第2号と同項第6号をどのように使い分けているのか。</p>	<p>令第167条の2第1項第2号又は第6号のいずれに該当するかについて判断に迷うときは少なくない。第2号は、その者しか履行できないという性質が強い契約に適用するのに対し、第6号は、他の者が履行すれば、区にとって何らかの不利益が生ずるといった性質の契約に適用している。</p>
<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」とは、入札を行うと逆に金額が高くなってしまう場合ということか。</p>	<p>ここにいう「不利」に該当するかどうかは、金銭的な面だけを捉えて判断するものではないと認識している。</p>
<p>指定理由の一つとして、吾嬭第二中学校校舎改築に伴う電気設備工事の施工業者に請け負わせることにより、2つの工事について同一の現場代理人とすることが可能であるとされているが、異なる工事を同一の現場代理人が兼務することについて、建設関係法令上の問題はないと理解して良いか。</p>	<p>建設業法その他関係法令に、現場代理人の設置について定めた規定は存在しない。なお、契約約款では、現場代理人の工事現場への常駐を義務付けているが、2つの工事の現場は同一であることから、約款上の問題も生じないと考えている。</p>

4 不調案件及び不調随意契約の取扱いについて

- (1) すみだ福祉保健センター給排水設備その他工事
- (2) 路面改修工事（その2）
- (3) 八広はなみずき児童館外構改修に伴う給排水設備その他工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
<p>入札不調となった後、随意契約の相手方はどのように選定するのか。</p>	<p>(1)の工事については、当該施設建築の際に給排水設備工事を請け負っており、その配管設備を熟知している浦安工業株式会社と契約した。</p> <p>(3)の工事については、区内各社に照会し、工期内の施工が可能であるとの回答があった三協エンジニアリング株式会社と契約した。</p>
<p>希望型指名競争入札の場合、最低指名者数は何者としているか。</p>	<p>墨田区契約事務規則の規定により、最低4者は指名している。</p>
<p>不調のリスクを回避する方法として、希望票を提出していない業者であっても指名をして、数多くの業者で競争させることは</p>	<p>希望業者以外の者を指名することも可能ではあるが、希望票を提出しないということは、その工事に関心がない（請け負う意思がない）と判断す</p>

考えられないか。	ることもできるので、そのような業者をあえて指名するのもどうかという考え方もある。
入札不調が頻繁にあるようであれば、何らかの対策を講ずる必要があるのではないか。	発注時期（施工時期）の平準化には取り組み始めている。

5 低落札率（低入札価格調査）案件について

- (1) みどりコミュニティセンター空調機改修工事
- (2) みどりコミュニティセンター冷温水発生機改修その他工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
同一場所、同一工期、同一業種の工事を2件に分けて発注した理由は何か。	一つは冷温水発生機の交換であり、もう一つは室外機等の交換であって、性質の異なる別の工事である。
履行状況はどうだったか。	問題なく、契約の内容に適合した履行がなされている。
概して設備工事は落札率が低いように感じるが、それは競争が激しいことに起因していると考えて良いか。	競争が激しいことも一因ではあると思うが、機材の在庫状況等によって相当程度入札金額が低くなることも有り得る。